明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法人企業統計調査規則の一部を改正する省令（**財務**三）　一
〔告　示〕
○活動火山対策特別措置法第三条第一項の規定により、火山災害警戒地域を指定した件の一部を改正する件（**内閣府**七）　六
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（**農林水産**三五六）　七
○肥料を登録した件（**同**三五七）　八
○肥料の仮登録の有効期間を更新した件（**同**三五八）　三
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第六条第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件（**国土交通**一〇三）　三
○船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（**同**一〇四）　三
○船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件（**同**一〇五）　三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（**同**一〇六）　三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき船級協会の登録を更新した件（**同**一〇七）　三
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**一〇八）　三
○気象庁予報警報規程の一部を改正する件（**気象庁**一）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、公文書等の管理に関する独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他　四
会社決算公告　四

省令

○財務省令第三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、法人企業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月三日

財務大臣　麻生　太郎